

「高齢受給者証」と「基準収入額の申請」について

「高齢受給者証」とは

70歳になると、75歳（後期高齢者医療制度に移行する）までの間、健康保険組合から「健康保険証」とは別に「健康保険高齢受給者証」が交付されます。これは、医療機関等の窓口において自己負担割合を示す証明書で、所得の状況などにより、2割負担（*）もしくは3割負担のいずれかが「一部負担金の割合」として記載されています。そのため、70歳以上の被保険者及び被扶養者の方は、医療機関等を受診されるとき、健康保険証とあわせて高齢受給者証を提示する必要があります。

「高齢受給者証」の交付

交付要件	交付時期
① 被保険者及び被扶養者が70歳になるとき	70歳の誕生日
② 70歳以上の方が被保険者になったとき	その都度
③ 70歳以上の方を被扶養者として認定したとき	

☞事業主を経由して交付します。

（任意継続保険ご加入者の方は直接健康保険組合よりお送りします。）

高齢受給者証の発効年月日（効力が発生する日＝使用開始日）

- ① 70歳の誕生日の翌月の1日（誕生日が月の初日の場合は誕生日）
（例：1月1日生まれの方は当月1月1日、1月2日～31日生まれの方は翌月2月1日）
- ② 70歳以上の方が被保険者となったときは、被保険者となった日
- ③ 70歳以上の方を被扶養者として認定したときは認定日

*上記発効年月日より、医療機関等の窓口で高齢受給者証の掲示が必要となります。

【注意事項】

高齢受給者証は必ず健康保険証と一緒に掲示してください。医療機関等の窓口で掲示しなかった場合は、2割負担（*1）の方も3割負担となります。

一部負担金の割合

高齢受給者証の一部負担金の割合は、次の表のとおりです。

70歳以上の被保険者	標準報酬月額が28万円未満	標準報酬月額が28万円以上	
	2割負担（*1）	3割負担（*2）	

70歳以上の被扶養者	被保険者が70歳未満	被保険者が70歳以上	
		被保険者の標準報酬月額が28万円未満	被保険者の標準報酬月額が28万円以上
2割負担（*1）（*3）	2割負担（*1）	3割負担（*2）	

（*1）2割負担について

- 平成26年4月1日以降に70歳に達する方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）は、70歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の翌月以後の診察分から、一部負担金等の割合が2割になります。
- 平成26年3月31日以前に70歳に達した方（誕生日が昭和19年4月1日以前の方）は、引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象となり、一部負担金等の割合は1割です。

（*2）3割負担について

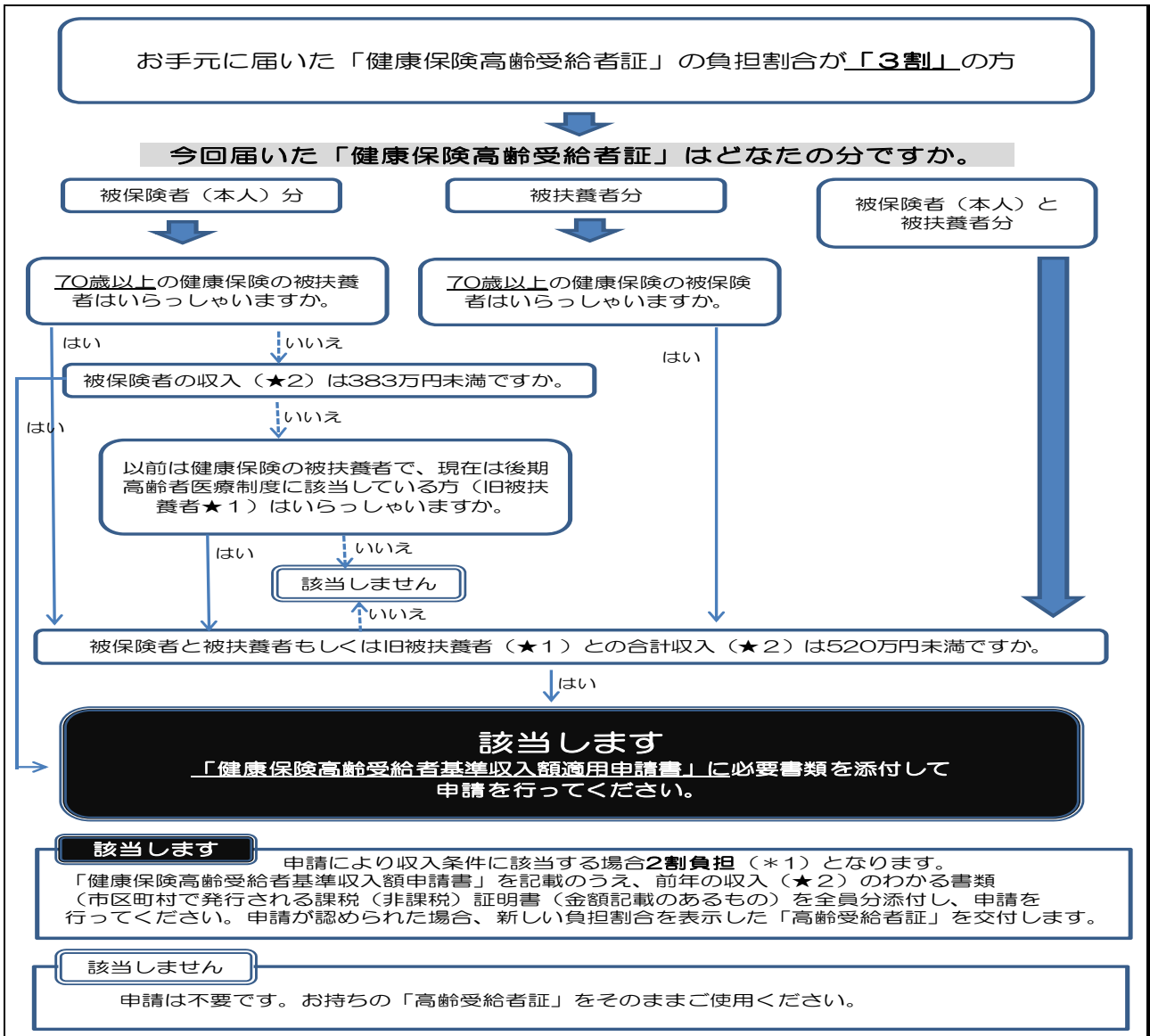
収入が基準額（単身世帯で年収が383万円、70歳以上の世帯合計で年収520万円）未満である方は、申請により2割負担となります。（次頁P.2「基準収入額申請」についてを参照）

（*3）について

被保険者が70歳未満で被扶養者が70歳になったときは2割負担の「健康保険高齢受給者証」が交付されます。その後、被保険者が70歳になり「健康保険高齢受給者証」が交付される時点で見直しされることがあります。その際は改めて「健康保険高齢受給者証」をお送りいたします。

「基準収入額の申請」について

前頁P.1の「一部負担金の割合」で「3割」と判定された方で（*2）に該当であっても、収入額が一定の基準に満たない場合は、申請により2割負担となります。該当するかは次の流れ図をご確認ください。

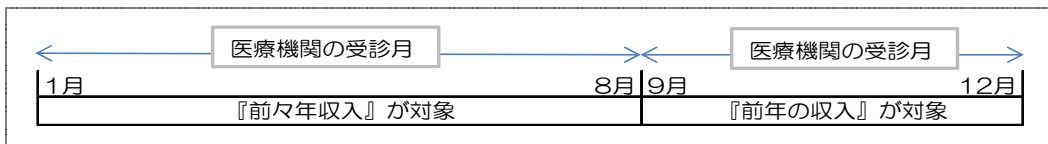


★1 旧被扶養者とは、

後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより、健康保険の被扶養者でなくなったことにより、健康保険の被扶養者でなくなった方をいいます。（65歳から74歳までの方であって、後期高齢者の障害認定を受けたことにより、被扶養者でなくなった方を含みます。）

★2 収入とは、

対象となる収入は、9月から12月に医療機関で受診されたときは「前年1月～12月の収入」、1月から8月に医療機関で受診されたときは「前々年（1月～12月）の収入」となります。



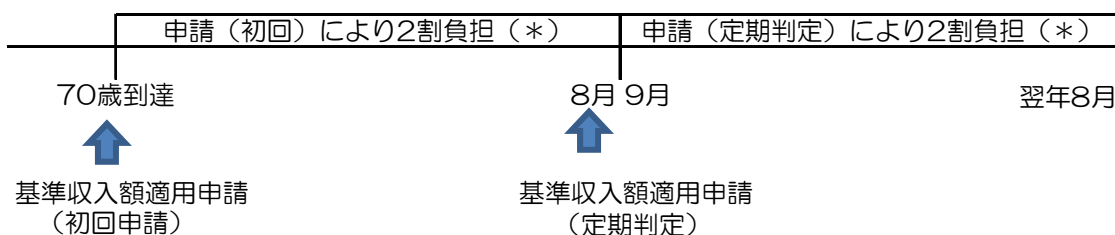
基準収入額の対象となる収入の範囲

該当する年のすべての収入額が対象になります。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害・遺族にかかる年金など）は除きます。

収入に含まれるもの	給与収入、老齢年金、配当収入、不動産収入、事業収入、譲渡収入、一時収入など
収入に含まれないもの	退職金、障害・遺族年金（恩給）、健康保険法等による傷病手当金、雇用保険法による失業給付金

基準収入額の定期判定

基準収入額適用申請による適用期間は、適用された月から8月末までとなります。毎年8月に「その年の9月から翌年8月受診分まで」の申請（定期判定）が必要となります。



◆定期判定が必要な方（高齢受給者証が「3割負担」もしくは、標準報酬月額が「28万円」以上の方）については、毎年7月中旬頃ご案内をいたしますので、該当する方は提出期限（8月中旬頃）までに申請が必要となります。

ご不明な点は健康保険組合までお問い合わせください。